

有田市移住交流拠点施設要綱を次のように定める。

平成 29 年 6 月 30 日

有田市長 望 月 良 男

有田市訓令第 46 号

### 有田市移住交流拠点施設要綱

(趣旨)

第 1 条 少子高齢化が進む矢櫃<sup>びつ</sup>地区をはじめ、有田市全域の将来にわたる持続的な地域活性化に向けた移住交流施策を行うため設置する有田市移住交流拠点施設（以下「拠点施設」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第 2 条 拠点施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 有田市移住交流拠点施設 ぐらしちやる矢櫃

位置 有田市宮崎町 1711 番地 2

(事業)

第 3 条 拠点施設では、次に掲げる事業を行う。

- (1) 移住交流に関する情報発信
- (2) 地域資源及び空き物件の利活用の可能性についての調査
- (3) 交流促進
- (4) 移住希望者等へのぐらし体験
- (5) 前各号に定めるもののほか、目的を達成するために必要な事業

(職員等)

第 4 条 拠点施設の維持管理及び運営を行うため、必要な職員等を置くことができる。

(利用の許可)

第 5 条 拠点施設を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、利用者が第 9 条第 1 項各号のいずれかに該当するおそれがあるときは、利用を許可しない。

(利用の申請)

第 6 条 第 3 条第 4 号の規定により施設を利用しようとする者は、利用開始日の 14 日前までに有田市移住交流拠点施設利用申請書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要と認める場合はその限りではない。

(利用の承認)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、利用者に対し有田市移住交流拠点施設利用承認書（様式第2号。以下「承認書」という。）を交付する。

2 市長は第1項の規定により利用を許可したときは、当該利用許可を受けた者に対し、利用の条件を付することができる。

(利用料)

第8条 第3条第4号に掲げる事業により拠点施設を利用する場合の利用料は、連続5日までで、別表のとおりとし、第5条第1項に規定する許可に際して納付しなければならない。

2 前項の規定により納付された利用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 天災地変その他利用者の責めによらない理由により利用することができなくなったとき。

(2) その他市長が特に必要と認め利用の期間を短縮したとき。

(利用の取消し等)

第9条 市長は、拠点施設の利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を取り消し、利用を制限し、又は退去を命じることができる。

(1) 利用者が拠点施設の目的に反する利用をし、又は行うおそれがあるとき。

(2) 拠点施設の建物又は付属設備を破損し、若しくは滅失させたとき、又はそのおそれがあるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、拠点施設の管理上特に必要と認められるとき。

2 前項に規定する取消し等により利用者に損害が生じても、市は、その責を負わない。

(権利の譲渡等の禁止)

第10条 拠点施設の利用の許可を受けた者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用者の遵守事項)

第11条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 第1条の趣旨に沿って拠点施設を利用すること。

(2) 留守や就寝時には必ず施錠し、その他拠点施設を善良に管理すること。この場合において、鍵を紛失したときは、速やかに市長へ報告すること。

(3) 火気の取扱いに注意するとともに、拠点施設内の備品、什器類を適切に取り扱うこと。

(4) ごみは、決められたルールに従い処理すること。

(5) 拠点施設及びその周りの清掃を行い、住環境の整備をすること。

(6) 拠点施設の使用後は、現状に復して返還すること。

(7) その他拠点施設の利用に関し市長が必要と認めること。

(禁止行為)

第 12 条 利用者は、拠点施設において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがある行為
- (2) 拠点施設の改修又は増築を行う行為
- (3) 拠点施設内における土地の形質を変更する行為
- (4) 拠点施設の全部又は一部を第三者に転貸する行為
- (5) 拠点施設の利用にふさわしくない行為

(事故免責)

第 14 条 拠点施設が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、拠点施設内又は拠点施設周辺で発生した事故について、市はその責任を負わないものとする。

(損害の賠償)

第 15 条 利用者がその責に帰すべき理由により、拠点施設の建物若しくは付属設備を破損し、又は滅失したときは、これを原状に復し、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

別表（第8条関係）

（日帰り利用）

1 団体	2,000 円／日
------	-----------

（宿泊利用）

1 人目、1 泊	3,000 円／日
2 人目以降、1 人、1 泊	1,000 円／日
ただし、利用日において小学校就学前の者は無料	